

平成 22 年 3 月 5 日

「新型ストレッチャー」に関わるルール上の運用について

(社)日本ボート協会
理事長 館 次郎

昨年、販売が開始されました「新型ストレッチャー」(シマノ製)について、ルール上の問題に関して、当協会理事会で審議の結果、下記のとおり決定いたしましたのでご報告申し上げます。

記

1. 確認事項

- ① 国際ボート連盟 (FISA) ルールに規定されていて、日本でも監視を行っているレガッタで指導されている靴の踵の紐について、「新型ストレッチャー」は靴そのものが脱着する機能を持っており、紐は不要と考えるがそれで良いか否か。
- ② 配艇レースで認められているストレッチャー交換が「新型ストレッチャー」についても認められるか否か。

2. 審議結果

- ① FISA のルールでは「新型ストレッチャー」のように靴そのものが容易に外せるものは、艇転覆時に選手が容易にストレッチャーから足を離すことが出来る機能を有していると認めている。一方、日本ボート協会競漕規則には現状、この FISA のルールに対応するものが定められていない。従って、今年 5 月開催の当協会総会にて上記 FISA 規則に対応する規則の競漕規則への追加が決議されることを前提に、当面の間、理事会決議により FISA 規則と同様のルールを暫定的に日本ボート協会主催大会で適用することとする。(後記：FISA ルール英文と仮訳参照)
- ② 配艇された艇の修正をどこまで認めるかについて様々な意見があるが、本年度開催の第 21 回全国高等学校選抜ボート大会では、「新型ストレッチャー」への付け替えは認めないこととする。また、平成 22 年度の配艇大会において「新型ストレッチャー」付け替えを認めるかどうかについては平成 22 年 3 月の当協会理事会で決定する。

以上

(参考) FISA 関連規則

Rules of Racing (競漕規則) 33 条の付則 (ボートと備品) 2 項 (安全性) その 5

Quick release foot stretchers - To avoid accidents arising from capsizing, all boats shall be equipped with foot stretchers or shoes that allow the rowers to get clear of the boat without using their hands and with the least possible delay. If heel restraints are used they should not allow the heel to lift more than 7 cm.

(仮訳) 速やかな離脱ができるストレッチャー— 転覆による事故を防ぐために、全てのボートは漕手が手を使うことなくかつ遅滞なくボートから離脱できるストレッチャーまたは靴を装着していなければならない。このために踵紐を使用する場合は、踵が 7 cm 以上持ち上がらないものでなければならない。